

(誓約書1 表)

# 誓 約 書

平成 年 月 日

石川県公安委員会 殿

私は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで  
のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

住所

職業

氏名

印

銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号から第 18 号 (抜粋)

- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらすその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令に定めるものにかかっている者または介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症である者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 (上記 2、3 に該当する者を除く。)
- 6 住居の定まらない者
- 7 銃砲刀剣類所持等取締法 (以下「法」という。) 第 11 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当したことにより許可を取り消され、又は同条第 3 項、第 4 項若しくは第 6 項の規定により許可を取り消された日から起算して 5 年を経過していない者
- 8 法第 11 条第 1 項第 4 号に該当したことにより許可を取り消された日から起算して 10 年を経過していない者
- 9 法第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号、第 3 項、第 4 項または第 6 項の規定による許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分の日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に当該処分に係る銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないことになった者 (銃砲又は刀剣類を所持しないこととなったことについて相当な理由がある者を除く。) で当該所持しないこととなった日から起算して 5 年 (同条第 1 項第 4 号の規定による許可の取り消し処分に係る者にあつては、10 年) を経過していないもの
- 10 法第 11 条の 3 第 1 項第 1 号に該当したことにより同項の規定により第 9 条の 13 第 2 項の年少者射撃資格の認定 (以下「年少射撃資格の認定」という。) を取り消され、又は第 11 条の 3 第 2 項の規定により年少者射撃資格の認定を取り消された日から起算して 5 年を経過していない者
- 11 法第 11 条の 3 第 1 項第 3 号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して 10 年を経過していない者
- 12 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない者
- 13 法若しくは法に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない者
- 14 法第 5 条の 2 第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する行為をして罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない者 (前号に該当する者を除く。)
- 15 ストーカー行為等の規制等に関する法律第 2 条第 2 項に規定するストーカー行為をし、同法第 4 条第 1 項の規定による警告を受け、又は同法第 5 条第 1 項の規定による命令を受けた日から起算して 3 年を経過していない者
- 16 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条第 1 項の規定による命令を受けた日から起算して 3 年を経過していない者
- 17 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当る違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 18 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者 (前号に該当する者を除く。)